

古河市子ども・子育て支援事業計画
(案)

古河市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の期間.....	2
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の策定方法.....	3
第2章 古河市の子どもと家庭の状況.....	4
1 古河市の人口・世帯の状況.....	4
(1)人口の状況.....	4
(2)人口動態の状況.....	5
(3)就業の状況.....	6
2 子育て家庭の意識と実態.....	7
(1)子育ての環境.....	7
(2)平日の定期的な教育・保育事業の利用状況.....	10
(3)地域子育て支援事業の利用状況.....	12
(4)事業の認知度・利用状況・利用希望.....	13
(5)子どもの病気やケガの際の対応.....	14
(6)小学校就学後の放課後の過ごし方.....	16
(7)職場の両立支援制度について.....	17
(8)地域における子育ての環境や支援への意見.....	19
第3章 子ども・子育て支援事業計画.....	21
1 教育・保育提供区域.....	21
(1)教育・保育提供区域とは.....	21
(2)教育・保育提供区域に求められること.....	22
(3)市の教育・保育提供区域の検討.....	23
2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など.....	25
(1)1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】.....	25
(2)2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】.....	25
(3)3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】.....	26
3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など.....	28
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	36
第4章 次世代育成支援行動計画.....	37
1 基本理念.....	37
2 基本的視点.....	38
3 基本目標.....	39
4 施策の体系.....	39

5 施策の展開.....	40
第5章 計画の推進.....	41
1 計画の推進体制.....	41
2 計画の進捗管理.....	41

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートします。子ども・子育て支援新制度は、子ども達が健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つの目的を掲げています。具体的な取組としては、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善され、幼保連携型認定こども園の設置が推進されます。また、保育園などの認可制度の改善や小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の実施促進により、保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消を目指すほか、量の拡大とともに、教育・保育の質の確保に向けて教育・保育の人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ることとされています。さらに、子育てに関する多様なニーズに応えるために放課後児童クラブ、一時預かり、地域子育て支援拠点事業などのサービスの拡充を図るほか、子育て支援に関する相談、情報提供などを行う窓口の設置などの取り組みにより、利用者がニーズに合った支援を選択できるしくみづくりが目指されています。

古河市では、平成16年度に「古河市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成21年度までの前期計画期間、26年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生き育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

子どもを取り巻く環境等が変化する中、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、古河市においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度とし、平成 31(2019)年度までの 5 年間で計画期間とします。

計画名 \ 年度	H27	H28	H29	H30	H31
総合計画	第1次古河市 総合計画	(見直し)			
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画				
地域福祉計画	地域福祉計画				
健康づくり基本計画	(複合型)健康づくり基本計画				
食育推進基本計画					
障害者基本計画	(第4次計画)			(見直し)	
障害福祉計画	(第4期)			(見直し)	
虐待 DV 対策基本計画	(見直し)				

3 計画の位置付け

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- ② この計画は、「第一次古河市総合計画」(平成 23 年度～27 年度)、「古河市地域福祉計画」(平成 27 年度～31 年度)などに基づく部門計画として位置づけられるとともに、関連計画と整合性を図り、策定するものです。

4 計画の策定方法

- ① この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

■調査概要■

調査方法	郵送配布－郵送回収法			
調査期間	平成 25 年 11 月 5 日(火)～ 平成 25 年 11 月 22 日(金)			
回収状況	調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
	就学前児童	1,800 件	769 件	42.7%
	小学生	1,500 件	634 件	42.3%

- ② その他、市内企業の子育て支援に関する意識や取り組みなどの現状を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング調査概要■

【調査対象】

古河市工業会に加盟する企業の中から13企業

【対象企業の概要】

●企業規模

項目	度数	構成比
5～9 人	0	0.0%
10～19 人	1	7.7%
20～49 人	0	0.0%
50～99 人	0	0.0%
100～149 人	1	7.7%
150～199 人	2	15.4%
200～249 人	3	23.1%
250 人以上	6	46.2%
回答者数	13	100.0%

●業種

項目	度数	構成比
光学・精密関連	0	0.0%
鉄鋼・非鉄金属関連	1	7.7%
機械・電気・金属関連	2	15.4%
化学・プラスチック関連	4	30.8%
印刷・同関連	0	0.0%
食料品関連	2	15.4%
衣服・その他の繊維関連	0	0.0%
パルプ・紙加工関連	0	0.0%
その他	4	30.8%
回答者数	13	100.0%

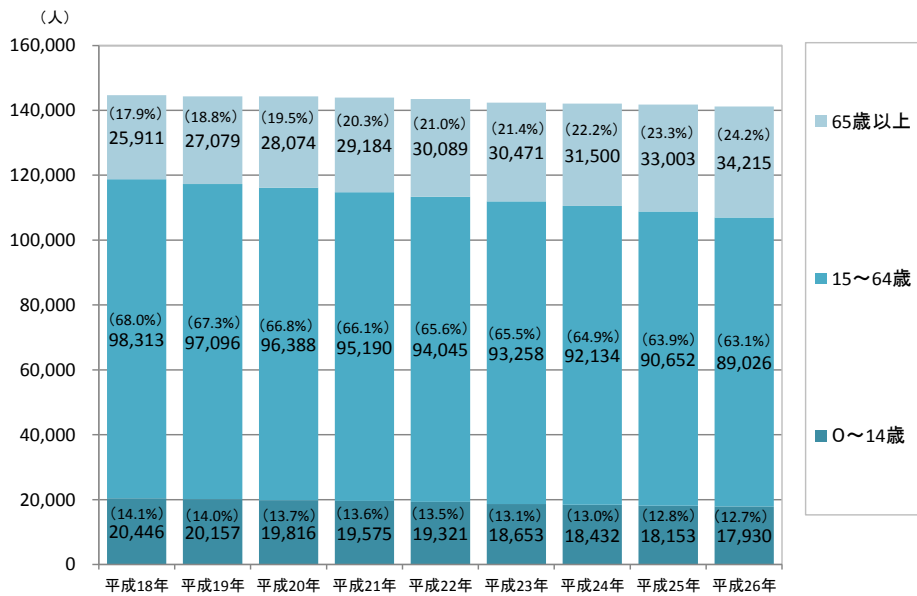
- ③ この計画は、市民、関係団体からなる「古河市子ども・子育て会議」で検討を重ね、策定しました。

第2章 古河市の子どもと家庭の状況

1 古河市の人口・世帯の状況

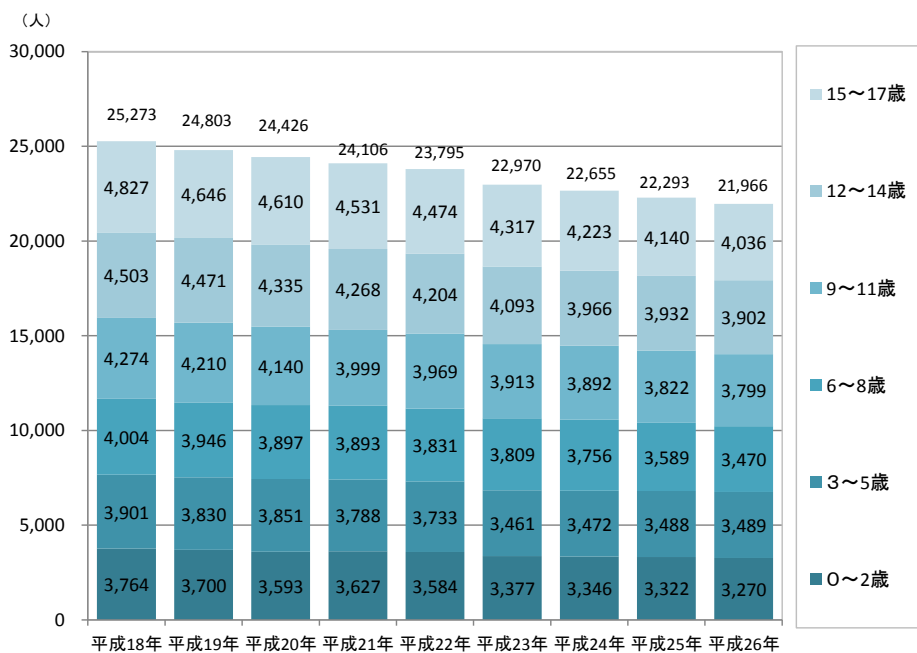
(1) 人口の状況

① 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

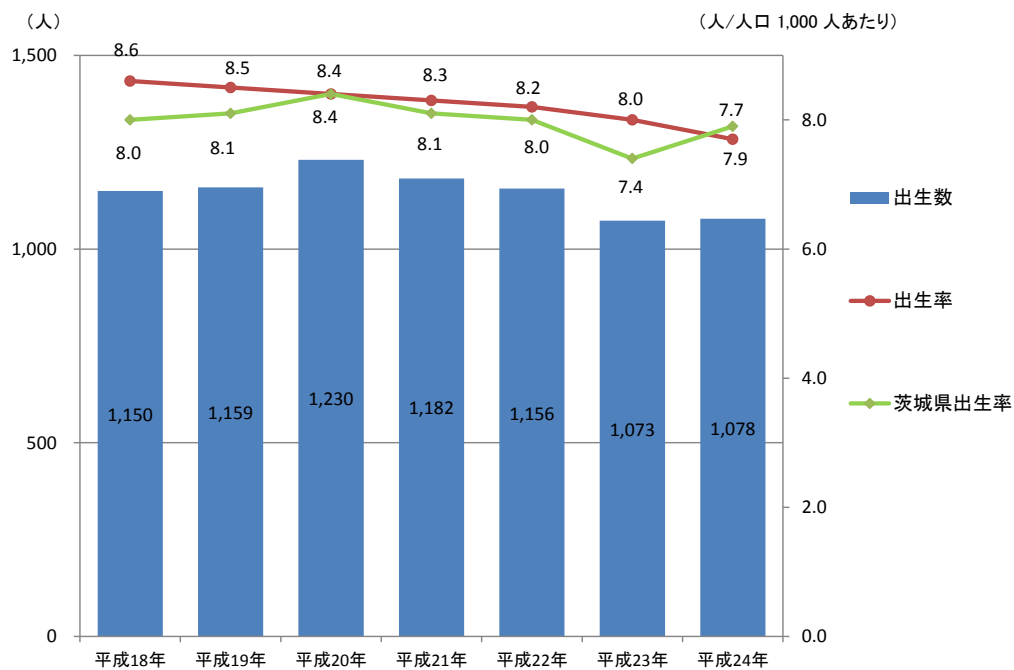
② 児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

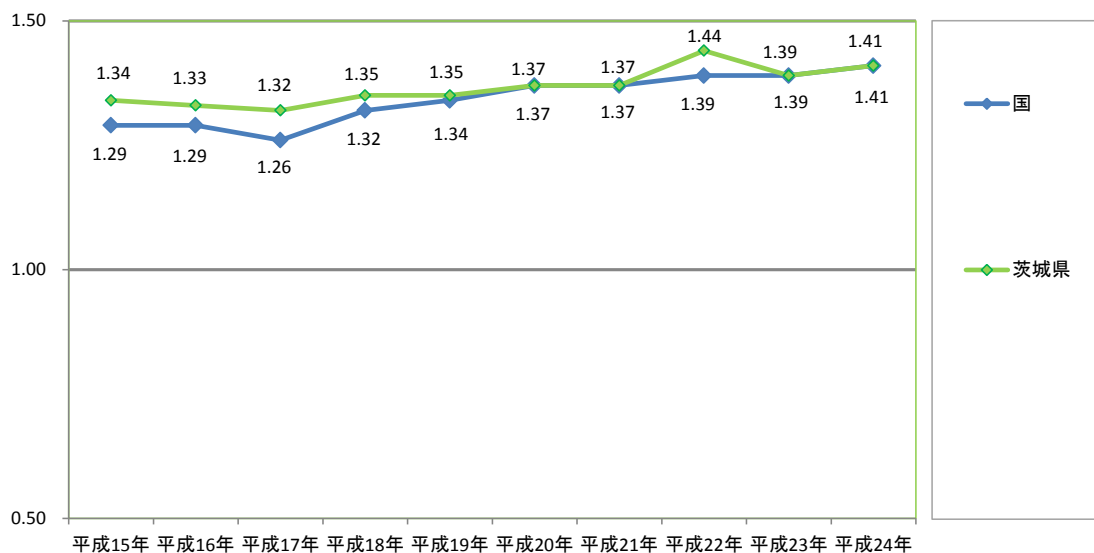
(2)人口動態の状況

①出生数・出生率の推移



資料：茨城県保健福祉統計年報

②合計特殊出生率の推移



資料：国 人口動態統計（各年1月1日）
茨城県 茨城県保健福祉統計年報

(3) 就業の状況

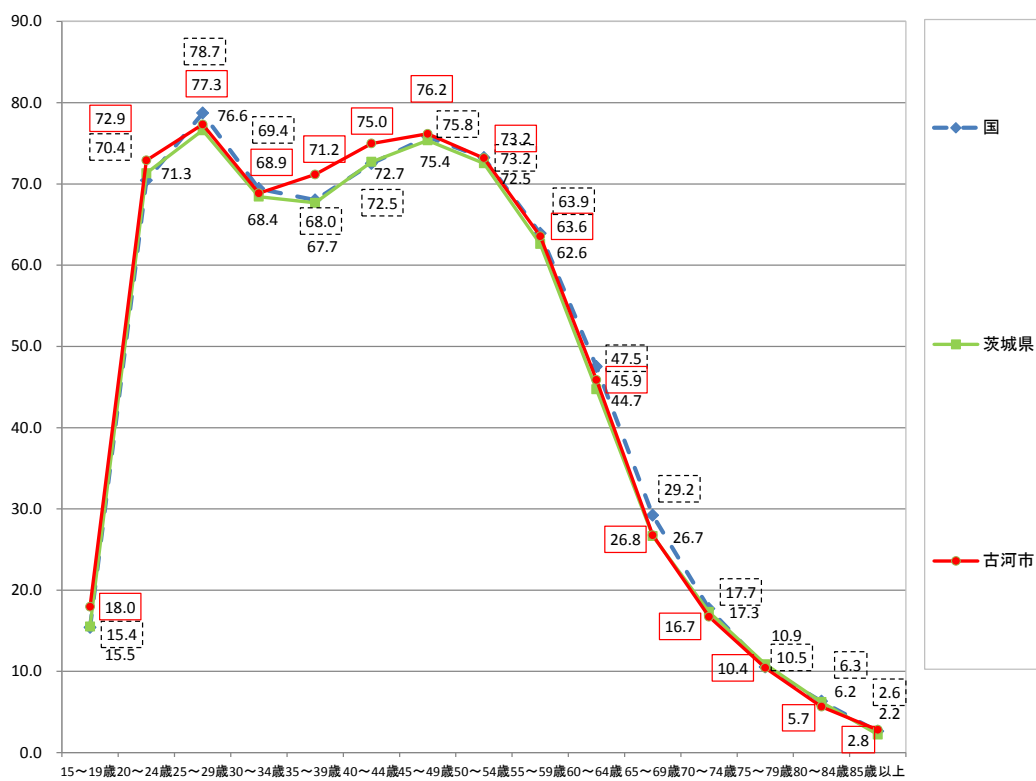
① 就業率の状況

単位：人、%

平成22年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	53,154,614	34,089,629	64.1	57,122,871	25,521,682	44.7
茨城県	1,265,730	837,371	66.2	1,291,036	582,810	45.1
古河市	61,698	41,312	67.0	62,304	29,305	47.0

資料：国勢調査（平成22年）

② 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成22年）

2 子育て家庭の意識と実態

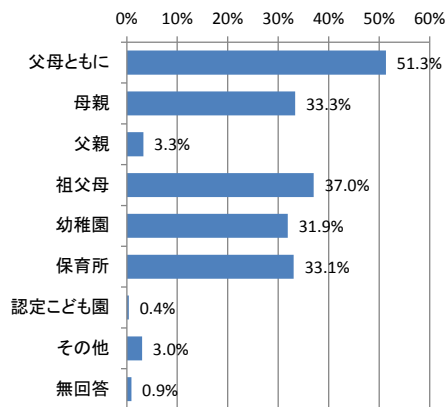
未就学児童、小学生がいる家庭を対象に行ったニーズ調査等の結果から、古河市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題がみられます。

(1) 子育ての環境

① 日常的に子育てに関わっている人

子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人は、「父母ともに」の割合が51.3%と最も高く、「祖父母」が37.0%となっています。また、「母親」の割合は33.3%となっています。

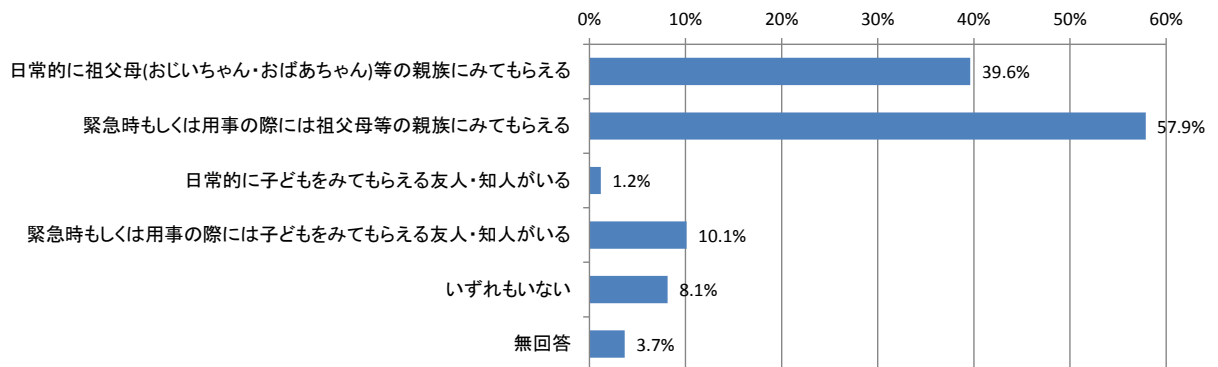
日常的に子育てに関わっている人(就学前)



② 子どもをみてもらえる環境

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.9%と最も高く、「日常的に祖父母（おじいちゃん・おばあちゃん）等の親族にみてもらえる」が39.6%と続いています。

子どもをみてもらえる環境(就学前)

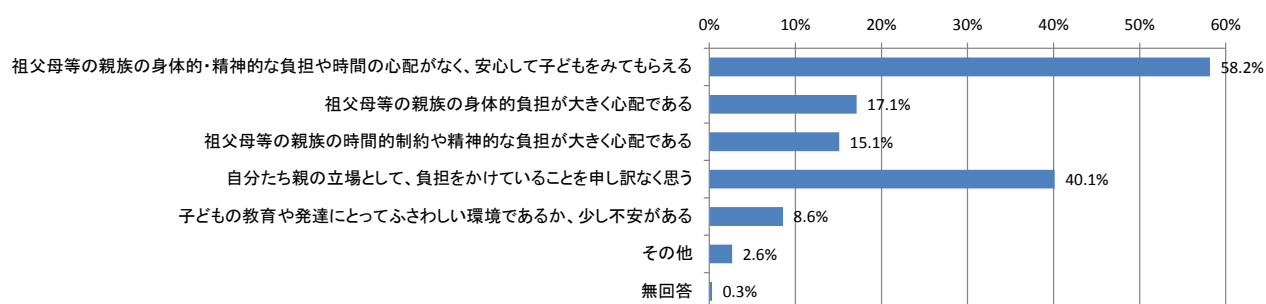


③祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識

祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況は、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」の割合が58.2%と5割を超え最も高く、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」の割合が40.1%となっています。

また、心配や不安を感じる項目では、祖父母等の親族の身体的負担・時間的制約や精神的負担を心配する声が1割台半ばを超えています。

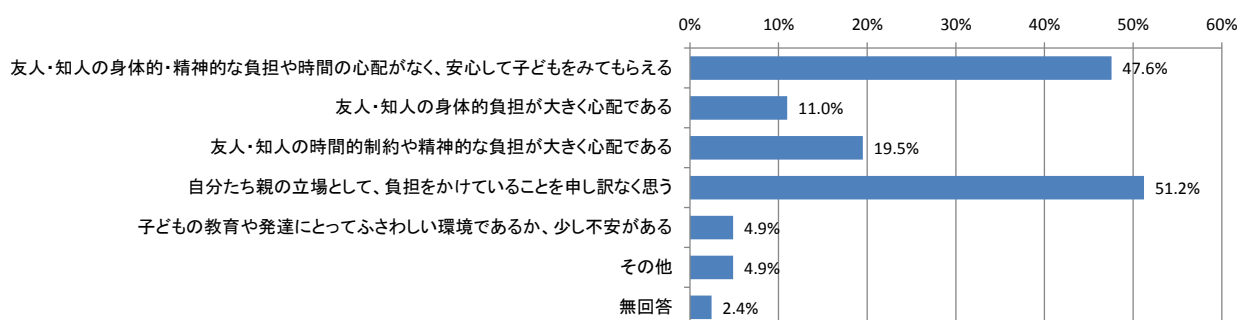
祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識(就学前)



④友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識

友人・知人にお子さんをみてもらっている状況は、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」が51.2%、「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」が47.6%となっています。

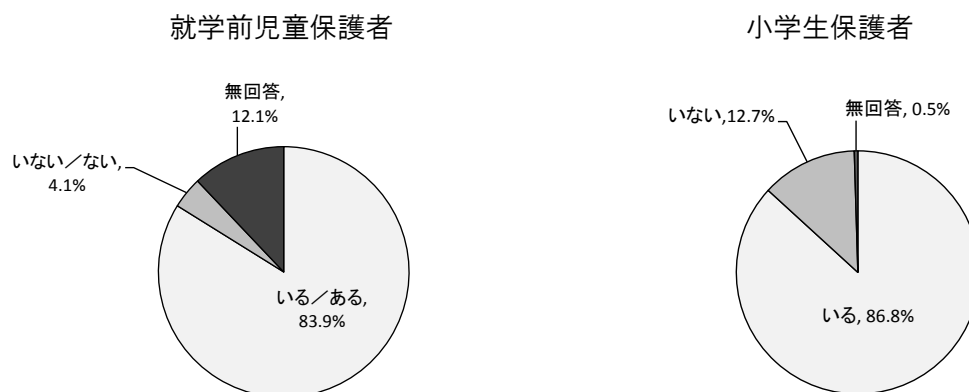
友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識(就学前)



⑤子育てをする上で、気軽に相談できる所の有無

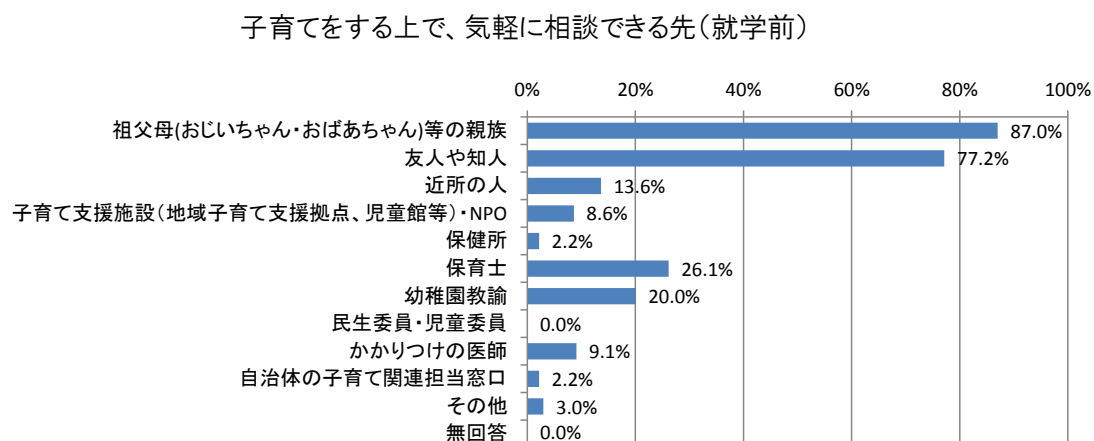
子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人及び場所の有無は、就学前児童保護者では、「いる／ある」が83.9%に対し、「いない／ない」が4.1%と、「いる／ある」の割合が大きく上回っています。

一方、小学生保護者では、子育てについて、気軽に相談できる人が「いる」が86.8%、「いない」が12.7%と就学前児童保護者よりも「いない」が多くなっています。



⑥子育てをする上で、気軽に相談できる先

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、「祖父母（おじいちゃん・おばあちゃん）等の親族（87.0%）」「友人や知人（77.2%）」の割合がいずれも7割を超え高くなっています。

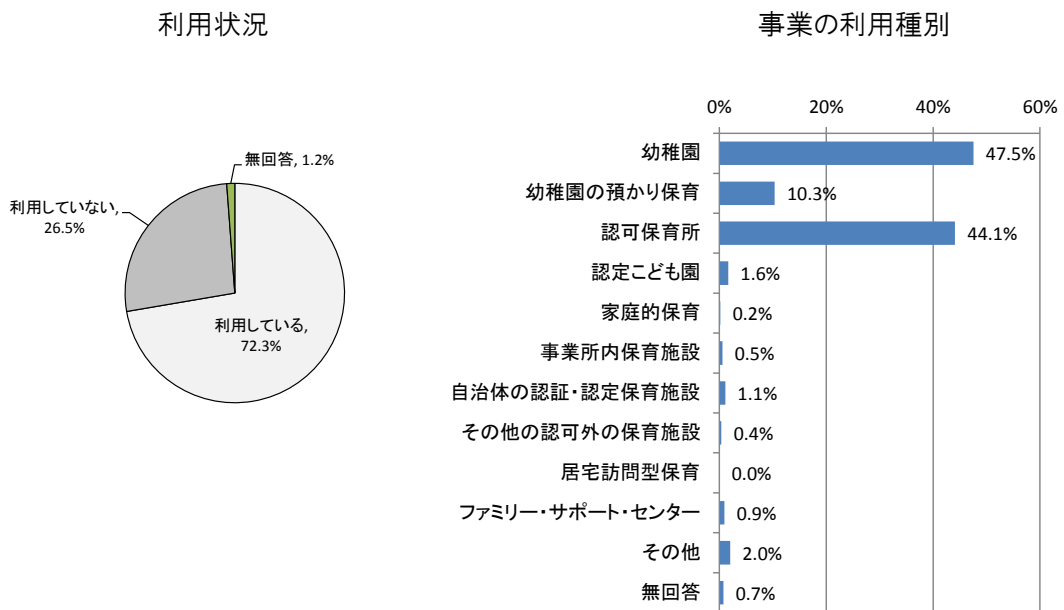


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」の割合が72.3%に対し、「利用していない」が26.5%と、「利用している」の割合が上回っています。

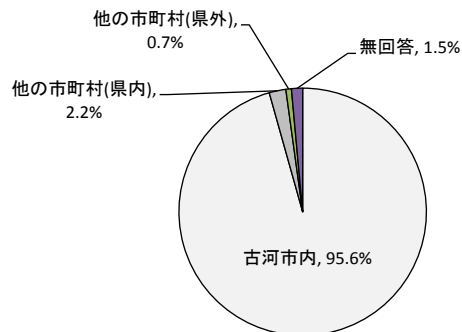
平日の教育・保育の事業の利用種別は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が47.5%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が44.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が10.3%となっています。



② 現在、利用している幼児教育・保育の事業の実施場所

現在、利用している教育・保育事業の実施場所については、「古河市内」の割合が95.6%と最も高く、「他の市町村（県内）」が2.2%、「他の市町村（県外）」が0.7%となっています。

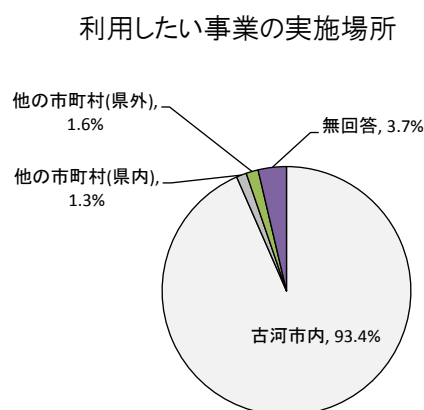
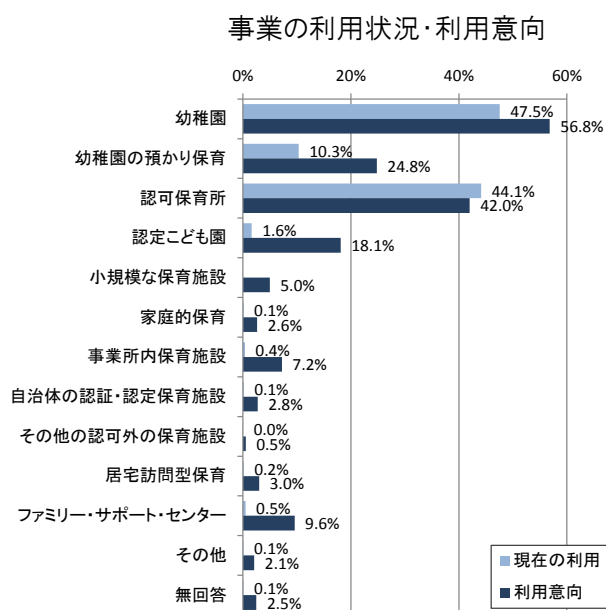
現在、利用している幼児教育・保育の事業の実施場所



③ 平日の教育・保育の事業の利用意向

平日の教育・保育の事業の利用意向は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が56.8%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が42.0%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が24.8%となっています。

利用したい教育・保育事業の場所については、「古河市内」の割合が93.4%と最も高く、「他の市町村（県内）」が1.3%、「他の市町村（県外）」が1.6%となっています。



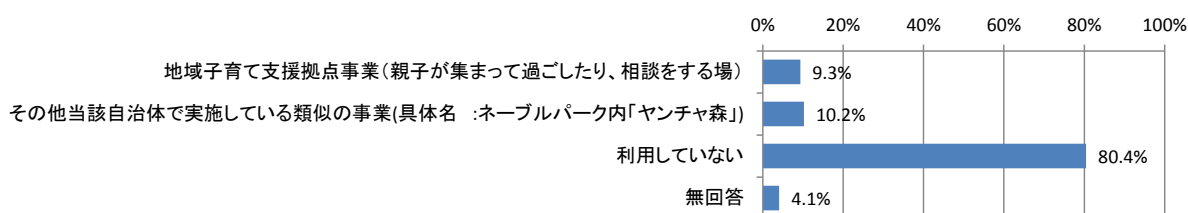
(3)地域子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」を利用している割合が9.3%に対し、「利用していない」が80.4%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用回数は、1週当たりでは「1回」の割合が33.8%と高く、1ヶ月当たりにおいても「1回～3回」の割合が46.5%と高くなっています。

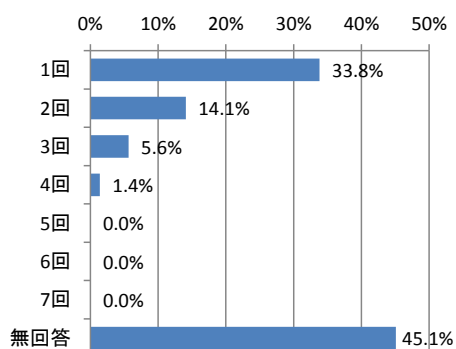
また、その他当該自治体で実施している類似の事業の利用は少なくなっています。

利用している事業(就学前)

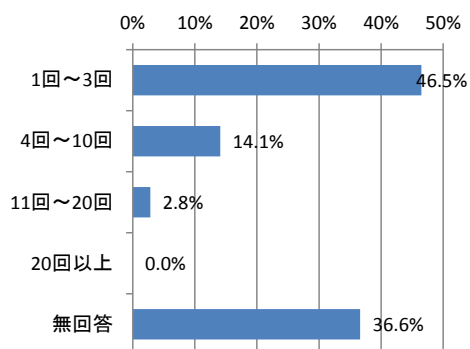


地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)

1週当たり回数



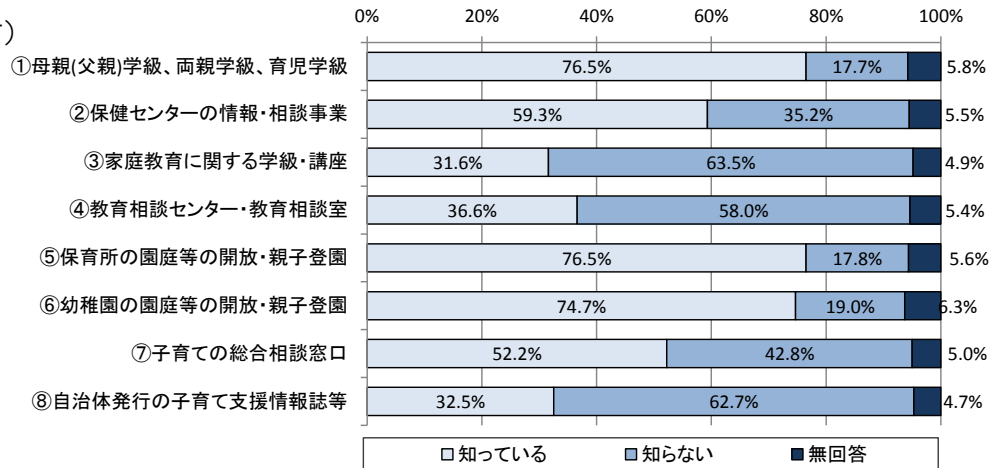
1ヶ月当たり回数



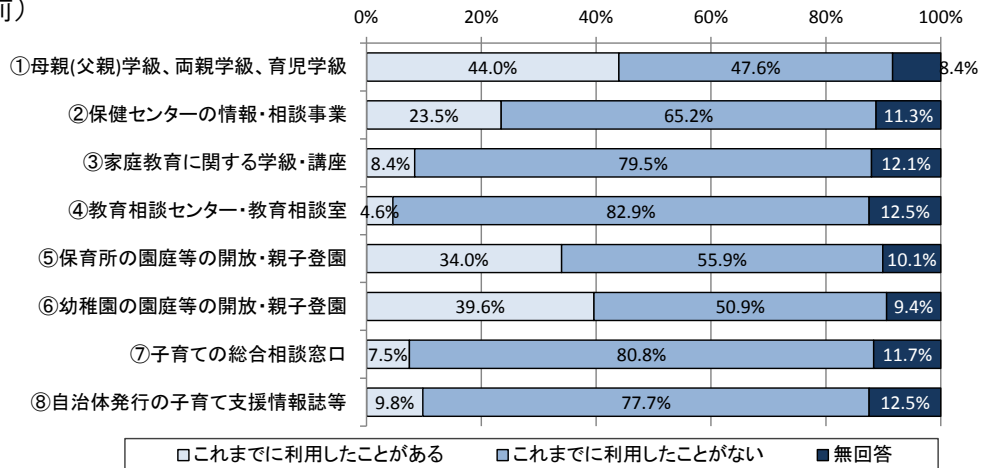
(4) 事業の認知度・利用状況・利用希望

認知度は、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級 (76.5%)」「保育所の園庭等の開放・親子登園 (76.5%)」「幼稚園の園庭等の開放・親子登園 (74.7%)」の割合がいずれも7割を超え高くなっています。利用度は、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級 (44.0%)」「幼稚園の園庭等の開放・親子登園 (39.6%)」の割合がいずれも高くなっています。利用意向は、「幼稚園の園庭等の開放・親子登園 (42.4%)」「子育ての総合相談窓口 (42.3%)」の割合が比較的高くなっています。また、「自治体発行の子育て支援情報誌」は利用意向の割合が45.8%と高くなっています。

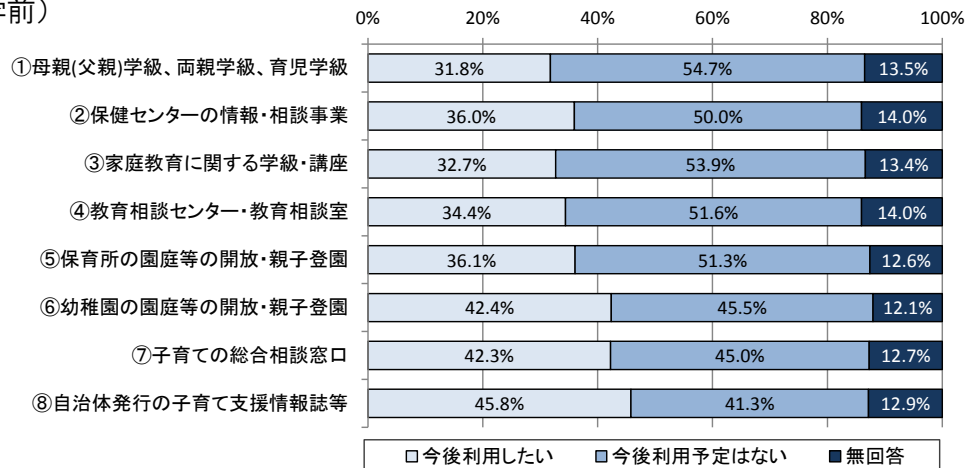
■ 認知度(就学前)



■ 利用度(就学前)



■ 利用意向(就学前)



(5) 子どもの病気やケガの際の対応

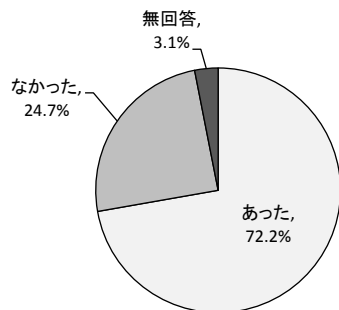
① 子どもの病気やケガで平日の教育・保育の事業が利用できなかった経験・対処方法

平日の定期的な教育・保育の事業の利用者のうち、子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験は、「あった」の割合が72.2%に対し、「なかった」が24.7%となっており、「あった」の割合が上回っています。

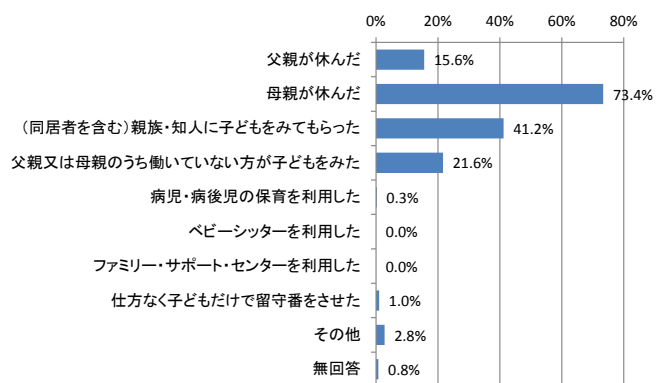
子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」の割合が73.4%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が41.2%、「父親又は母親のうち働いていない方が子どもをみた」が21.6%となっています。

子どもの病気やケガで平日の教育・保育の事業が

利用できなかった経験



対処方法

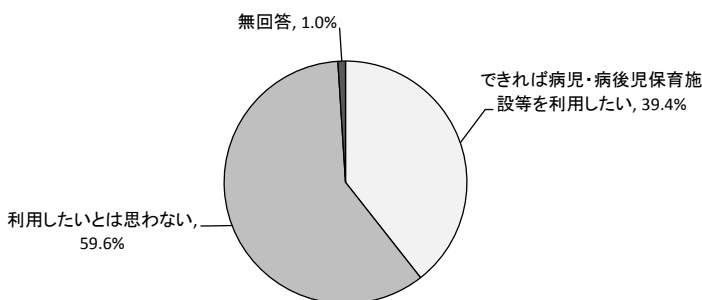


② 病児・病後児のための保育施設等を利用希望

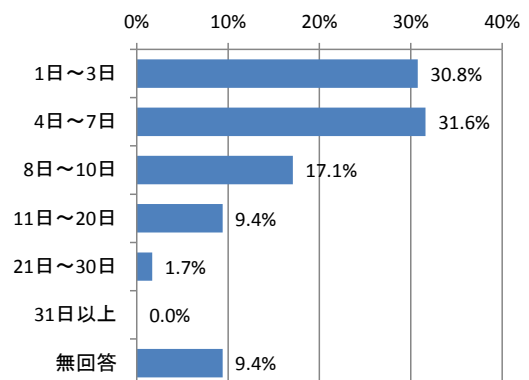
子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の、病児・病後児保育施設の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が39.4%に対し、「利用したいとは思わない」が59.6%となっています。

また、利用希望日数は、「4日～7日」の割合が31.6%と高くなっています。

利用希望の有無



利用希望日数

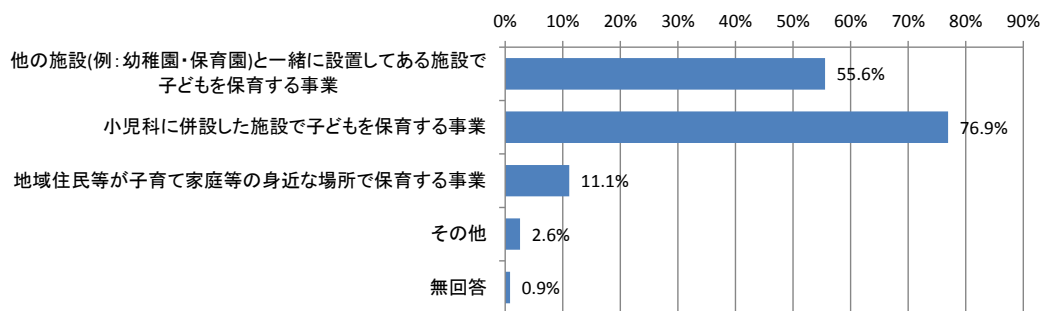


③病児・病後児保育に子どもを預ける場合に望ましい事業形態

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の、病児・病後児保育施設の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が39.4%に対し、「利用したいとは思わない」が59.6%となっています。

また、利用希望日数は、「4日～7日」の割合が31.6%と高くなっています。

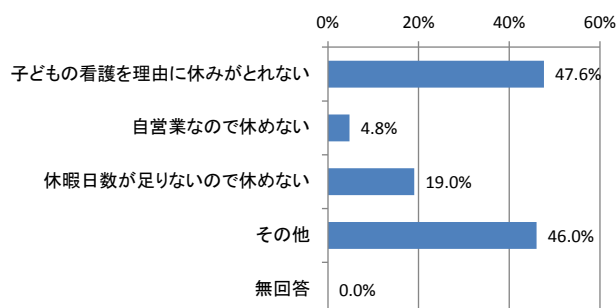
病児・病後児保育に子どもを預ける場合に望ましい事業形態(就学前)



④子どもの病気やケガの際に、父親や母親が休んで看ることは難しい理由

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったとき、父親や母親が休んで看ることは難しいと回答した理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が47.6%と高くなっています。

父親や母親が休んで看ることは難しい理由(就学前)

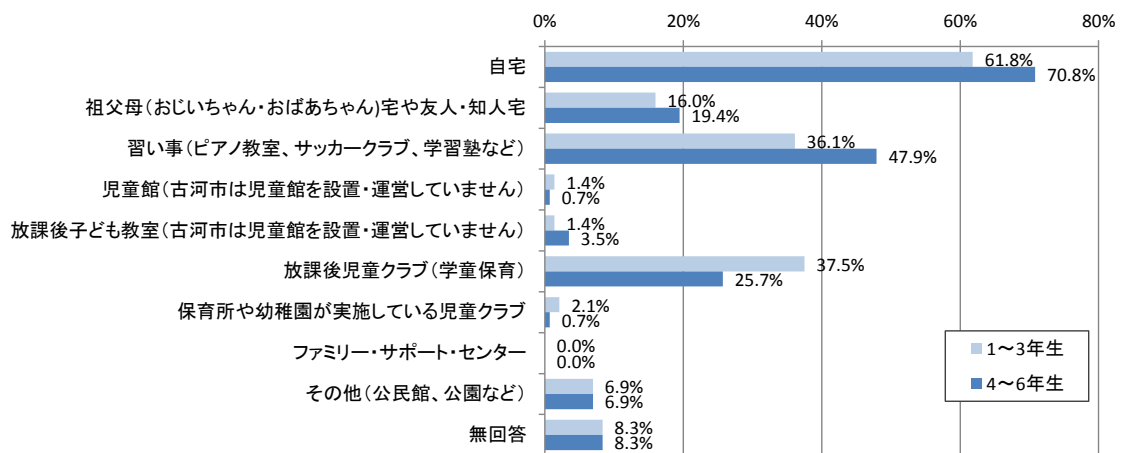


(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方

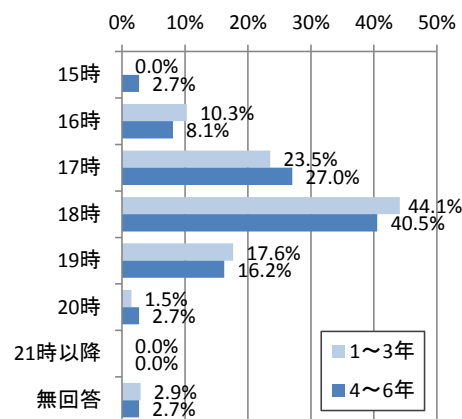
小学校低学年（1～3年生）のうちの希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が61.8%と最も高く、「放課後児童クラブ〔学童保育〕（37.5%）」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（36.1%）」の割合も比較的高くなっています。

小学校高学年（4～6年生）になったら希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が70.8%と高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合も47.9%と高くなっています。また、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合は、1～3年生のときと比べ減少し25.7%となっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方(就学前・5歳以上)



放課後児童クラブ【学童保育】の利用希望時間(就学前・5歳以上)



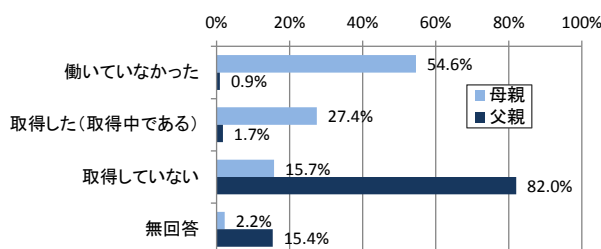
(7)職場の両立支援制度について

①育児休業の取得状況

子どもが生まれたときの育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」の割合は、「母親」が27.4%に対し、「父親」は1.7%と、父親の取得割合が低くなっています。

また、「働いていなかった」の割合は、「母親」が54.6%に対し、「父親」が0.9%となっています。

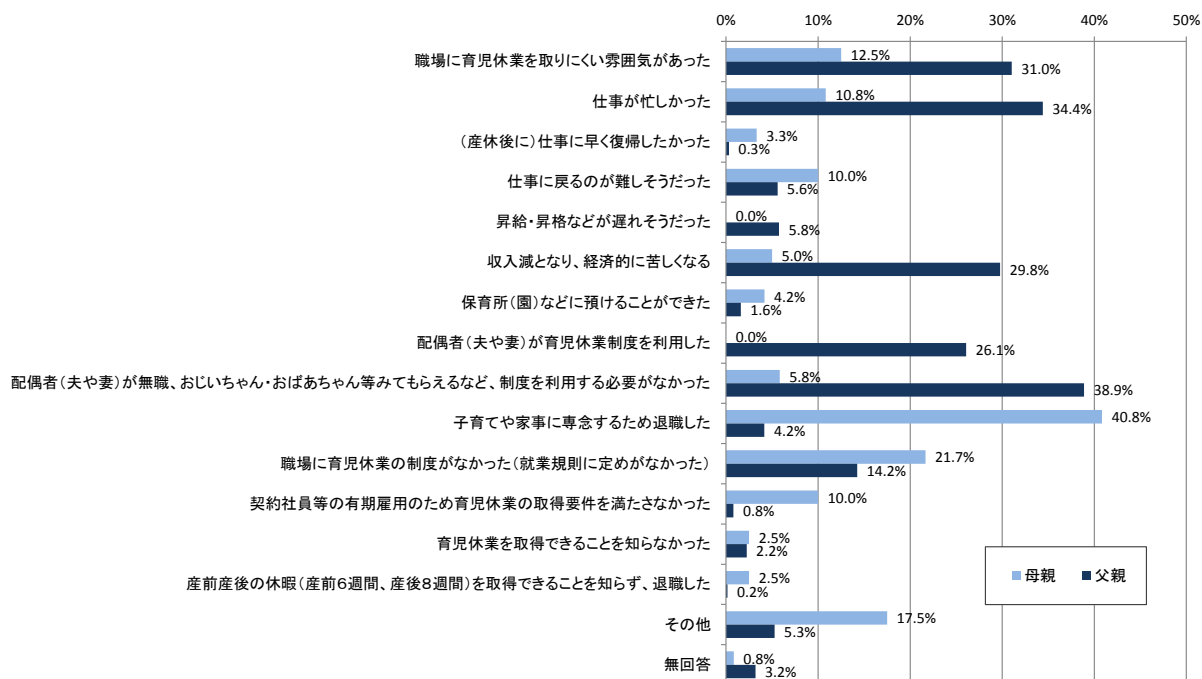
育児休業の取得状況(就学前)



②育児休業を所得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が40.8%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(34.4%)」「配偶者(夫や妻)が無職、おじいちゃん・おばあちゃん等みてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(38.9%)」の割合がそれぞれ3割を超え比較的高くなっています。

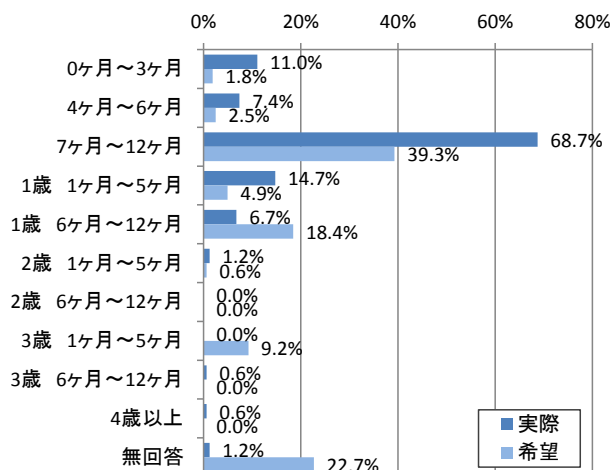
育児休業を所得していない理由(就学前)



③育児休業の取得期間(母親 実際・理想)

母親の育児休業からの職場復帰時期(子どもの年齢)は、「実際」では「7ヶ月～12ヶ月」の割合が68.7%、「希望」でも「7ヶ月～12ヶ月」の割合が39.3%と、それぞれ最も高くなっています。

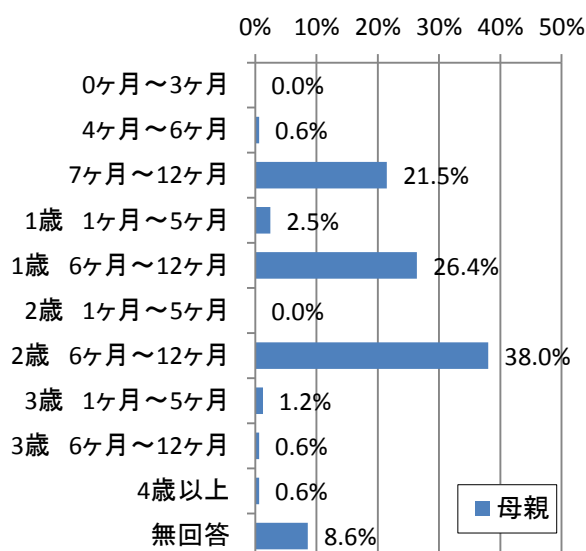
育児休業の取得期間(母親 実際・理想)(就学前)



④3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の取得希望(母親)

育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の職場復帰の希望時期(子どもの年齢)は、「母親」では「2歳6ヶ月～12ヶ月」の割合が38.0%で最も高くなっています。

3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の取得希望(母親)(就学前)



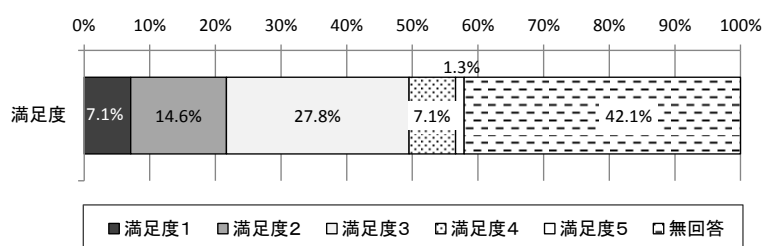
(8)地域における子育ての環境や支援への意見

①地域における子育ての環境や支援への満足度

住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は、「満足（「満足度4」と「満足度5」の合計）」の割合が8.4%に対し、「不満（「満足度1」と「満足度2」の合計）」が21.7%と、不満の割合が上回っています。

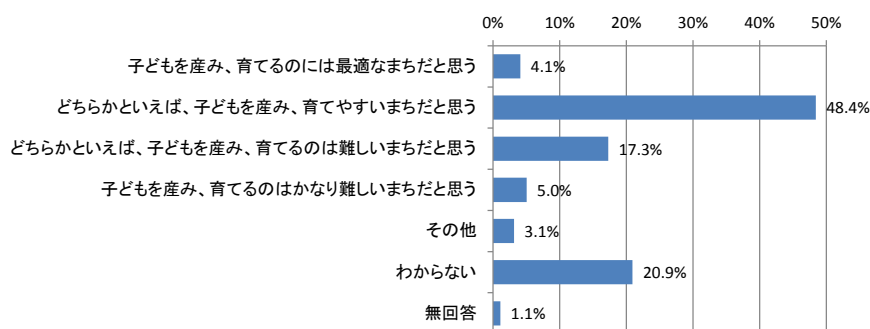
地域における子育ての環境や支援への意見(就学前・小学生)

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】(子育てしやすいまちだと思うか)

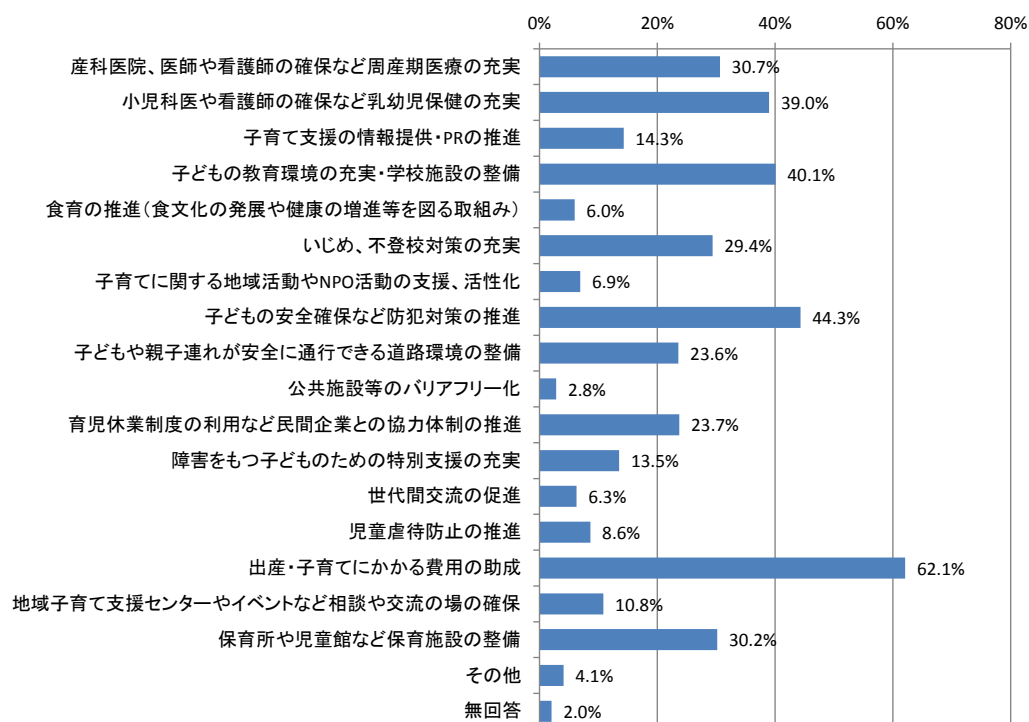
子育てのしやすさについて、古河市の現状を総合的に判断した場合、「子どもを産み、育てるのに最適なまちだと思う」4.1%と「どちらかといえば、子どもを産み、育てやすいまちだと思う」48.4%の合計が52.5%と、「どちらかといえば、子どもを産み、育てるのは難しいまちだと思う」17.3%と「子どもを産み、育てるのはかなり難しいまちだと思う」5.0%の合計が22.3%に対して、子育てしやすい割合が上回っています。



②子育て支援のために、今後、重点的に取り組む必要があると思うこと

子育て支援のために、今後、重点的に取り組む必要があると思われるのは「出産・子育てにかかる費用の助成」の割合が 62.1%と最も高く、次いで「子どもの安全確保など防犯対策の推進」44.3%となっています。

子育て支援のために、今後、重点的に取り組む必要があると思うこと(小学生)



第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■ 目的および区域設定の考え方

地域特性を踏まえた区域設定を以下の条件を踏まえて設定します。

項目	内容
目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。
具体的な区域のイメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて設定。
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
区域設定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定。

資料：基本指針

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

項目	内容
各年度における教育・保育の <u>量の見込み</u> 並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の <u>確保の内容及びその実施時期</u>	<p>1) 各年度における教育・保育の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（量の見込み）</p> <p>2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（確保内容および実施時期）</p>
各年度における地域子ども・子育て支援事業の <u>量の見込み</u> 並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の <u>確保の内容及びその実施時期</u>	<p>1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（量の見込み）</p> <p>2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（確保内容および実施時期）</p>

資料：基本指針

(2)教育・保育提供区域に求められること

○ニーズ量の確保

平成27年度から31年度までの年度ごとに、教育・保育施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の区域ごとのニーズ量を算出し、確保方策を定めます。

○教育・保育施設の確認（利用定員の設定）

教育・保育施設の確認申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で確認します。

○教育・保育施設の認可（地域型保育事業）

地域型保育事業の認可申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で認可します。

○市民の利用範囲

区域設定は区域内の市民の優先的な入所等を定めたり、区域外の市民の入所等を妨げたりするものではありません。

○事業ごとの区域設定

区域は、実態に応じて、提供する事業ごとに設定することができます。

(3)市の教育・保育提供区域の検討

地域区分の条件としては、地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、各地域に保育園と幼稚園が1カ所以上立地するよう教育・保育提供区域に設定することが理想です。

区域数によるメリット・デメリットを見ると、区域数を多くし狭い範囲で事業を実施する場合、一つの区域では利用する定員が余っているにもかかわらず、別の区域では定員を超えてしまうということが考えられます。利用する市民にとっては、お住まいの教育・保育提供区域によって利用できる施設が限定されることはありませんが、施設を提供する際の考え方としては、区域ごとの必要利用定員を設定することになるため、確保方策をどのようにとるかが課題となります。

一方、区域を少なくし広い範囲で事業を展開する場合、利用者にとって日常の利用に適しない施設を含めた提供体制になることも考えられます。

■区域数によるメリット・デメリットについて

	区域数が多い＝区域あたりの範囲が狭い	区域数が少ない＝区域あたりの範囲が広い
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居住区域に必要な事業・施設が整備され、利便性が高まる。 ・狭い区域で需給バランスを図るため、利用者の居宅近くにさまざまな施設・事業が整備される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な需要の増減等に対して、広域で調整がしやすい。 ・仕事の都合など、居住地区以外の施設・事業のニーズへの需給を区域内で見込める。 ・区域内にさまざまな施設・事業などが存在し、利用者の選択の幅が広がる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内で需給バランスを取るため、隣接区域の状況に関わらず、区域内の整備が必要。 ・児童数の増減やさまざまなニーズの増減について、区域内では対応できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・距離が遠いため、事業によっては区域内での利用が困難な場合が発生する可能性がある。 ・区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある。

■古河市における教育・保育提供区域について

利用者の視点に立つとともに、本市の人口規模・地形等や教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業を除く事業については、本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等、計画に位置付けることが適当であると考えられます。また、放課後児童健全育成事業については、小学校毎に事業を実施していることから、小学校区で区域を設定することとします。

2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方も含みます。

■量の見込みと確保方策

	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	2,215人	2,072人	2,021人	1,929人	1,889人	1,827人
②確保方策 (認定子ども園、幼稚園)		2,448人	2,448人	2,448人	2,448人	2,448人
③過不足(②-①)		376人	427人	519人	559人	621人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方は含みません。

■量の見込みと確保方策

	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,104人	1,320人	1,228人	1,230人	1,204人	1,164人
②確保方策 (保育園・認定こども園)		1,139人	1,164人	1,164人	1,164人	1,164人
③過不足(②-①)		▲181人	▲124人	▲66人	▲40人	0人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1～2歳児に分けて定めます。

■量の見込みと確保方策（全体）

		平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		735人	768人	741人	723人	704人	686人
②確保方策	総数		940人	955人	955人	955人	955人
	保育園・ 認定こども園		940人	945人	945人	945人	945人
	地域型保育 事業		0人	10人	10人	10人	10人
③過不足(②-①)			172人	214人	232人	251人	269人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

① 0歳児

■量の見込みと確保方策

		平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		84人	85人	83人	81人	79人	77人
②確保方策	総数		98人	103人	103人	103人	103人
	保育園・ 認定こども園		98人	100人	100人	100人	100人
	地域型保育 事業		0人	3人	3人	3人	3人
③過不足(②-①)			13人	20人	22人	24人	26人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

② 1～2歳児

■量の見込みと確保方策

		平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)		651人	683人	658人	642人	625人	609人
②確保方策	総数		842人	852人	852人	852人	852人
	保育園・ 認定こども園		842人	845人	845人	845人	845人
	地域型保育 事業		0人	7人	7人	7人	7人
③過不足(②-①)			159人	194人	210人	227人	243人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

【確保方策の内容】

<平成 27 年度>

○私立幼稚園 17 園の認定こども園への移行が予定されています。

<平成 28 年度>

○認可保育園の定員増を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

①利用者支援事業【新規事業】

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (窓口設置数)		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 (窓口設置数)		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

事業実施の方向性については、今後、検討を重ねて作成していきます。

②時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17,212 人	19,882 人	19,318 人	18,585 人	18,160 人	17,606 人
②確保方策		26,400 人	26,400 人	26,400 人	26,400 人	26,400 人
③過不足 (②-①)		6,518 人	7,082 人	7,815 人	8,240 人	8,794 人
状 況		充 足	充 足	充 足	充 足	充 足

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	必要利用 定員総数	1,202人	1,410人	1,405人	1,399人	1,359人	1,330人
	低学年	1,056人	1,221人	1,225人	1,225人	1,186人	1,157人
	高学年	146人	189人	180人	174人	176人	176人
確保方策	②定員		人	人	人	人	人
	施設数		●か所	●か所	●か所	●か所	●か所
③過不足(②-①)			人	人	人	人	人
状 況			不 足	充 足	充 足	充 足	充 足

④子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み			2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
②確保方策	ショートステイ・ トワライステイ		2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	実施箇所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③過不足(②-①)			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
状 況			不 足	不 足	不 足	不 足	不 足

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	1,053人	1,004人	979人	952人	928人	904人
確保方策	実施機関等：市保健師、看護師（臨時職員）、 助産師（委託）、健康づくり協力員					

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	養育支援訪問	16人	15人	15人	14人	14人	13人
②確保方策	実施機関：市保健師						

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	26,298人回	10,399人回	9,960人回	9,974人回	9,660人回	9,498人回
②確保方策	7か所	8か所	10か所	10か所	10か所	10か所

⑧一時預かり事業

【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定 (幼稚園の 預かり保育)		1,928人日	1,928人日	1,928人日	1,928人日	1,928人日
	2号認定 (定期的な利用)		949人日	949人日	949人日	949人日	949人日
②確保方策	認定こども 園・幼稚園		2,877人回	2,877人回	2,877人回	2,877人回	2,877人回
	実施箇所数		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
③過不足(②-①)			0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

【幼稚園在園児以外の預かり保育】

○一時保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園等で、一時的に預かる事業です。

○ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人日①量の見込み(人日)		8,967 人日	7,708 人日	7,461 人日	7,270 人日	7,084 人日	6,899 人日
②確保方策 (人日)	保育園等		6,800 人日	6,800 人日	6,800 人日	6,800 人日	6,800 人日
	実施箇所数		10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	ファミリー・サポ ート・センター		3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日
	実施箇所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③過不足(②-①)			2,892 人日	3,139 人日	3,330 人日	3,516 人日	3,701 人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑨病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		87 人日	87 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
②確保方策	病児施設		87 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
	実施箇所数		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	病後児施設		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	実施箇所数		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
③過不足(②-①)			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
状況			不足	不足	不足	不足	不足

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)

子育ての援助を受けたい市民(利用会員)と子育ての援助を行いたい市民(協力会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。市が連絡、調整を行う事業です。

本市では、児童クラブが充実しており、ニーズがないと想定されるため、見込み量を0とし、事業は実施しません。

⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,103 人	1,052 人	1,025 人	997 人	972 人	947 人
②確保方策	実施場所：受診医療機関他					

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設[※]等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

※【特定教育・保育施設】

市町村長が施設型給付の対象となる「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

今後、国から具体的内容が提示される予定です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、国から具体的内容が提示される予定です。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

第4章 次世代育成支援行動計画

1 基本理念

次世代育成支援行動計画の「基本理念」にあたる部分を記載します。

市では、これまで、すべての子どもが健やかに成長していくための環境づくりや、子どもを育てるすべての親と将来親になる世代が子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりを持った子育てができる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

本計画においては、市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、次のとおり基本理念を掲げます。

2 基本的視点

事業計画「策定の指針」及び次世代育成支援行動計画の「基本的視点」を勘案し、計画推進に向けた視点を記載します。

(記載例)

1 子どもの最善の利益を実現する視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの健全な育成のための支援や子育て支援の充実を図ります。

2 子どもと子育て家庭を多面的に支援する視点

すべての子どもと子育て家庭のニーズに柔軟にきめ細かく対応できるように、各種保育サービスや子育て支援サービスの提供、子育てに関する各種相談や情報提供などを充実するとともに、ひとり親家庭や要保護児童など特に支援の必要な子どもや子育て家庭には個別のニーズに合わせた支援を行い、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

3 地域全体で子ども・子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識の下に、家庭、地域、学校、行政など様々な機関がつねに連携を保ちつつ、相互の情報交換や子どもと子育てによりよい環境づくりに向けて協働で取り組むことが必要です。子どもを取り巻くすべてのことからついて関係機関が一体となって取り組む協働体制により、実効性のある計画の推進を目指します。

3 基本目標

次世代育成支援行動計画の「基本目標」にあたる部分を記載します。

この計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本目標を踏まえ、次の〇つを基本目標とし、子ども・子育て支援新制度における子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

4 施策の体系

施策の体系図を掲載します。

5 施策の展開

計画の体系に沿って施策を記載します

基本方針1 多様なニーズを持つすべての子育て家庭への支援

施策の方向①子育て支援のネットワーク・相談体制の充実

ファミリー・サポート・センターなど、地域の子育て支援体制を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	区分	所管課等
1) ショートステイ (子育て短期支援事業)	社会的な理由で家庭での子どもの養育が一時的に困難になったときに、お父さんをお預かりします(宿泊を伴う)。 年齢別の利用料定員数 す。	充実	子育てグループ
2) トワイライトステイ(子育て短期支援事業)	仕事等の理由で平日の夜間または休日に不在となる家庭で、子どもの養育が困難になったときに、日中、夜間にお子さんを預かる事業です。 現在はショートステイで対応できており未実施ですが、今後、ニーズを精査するとともに他の事業対応の可能性も含め検討します。	新規	子育てグループ
3) ファミリー・サポート・センター	育児のお手伝いをしたい会員と、育児のお手伝いを受けた会員による、組織的な有償サービスの相互援助活動です。 提供(協力)会員に比べて依頼(利用)会員が多く、提供会員の高齢化も生じていることから、提供会員の増員に努めます。	継続	子育てグループ

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援施策は、多岐の分野にわたることから、子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する市民及び市役所職員の意識啓発を行います。また、庁内関連部署の連携による機能強化を図り、一体的な子育て支援施策を推進します。

2 計画の進捗管理

- ① 毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、古河市子ども・子育て会議に報告し、点検・評価を行います。
- ② 取りまとめた結果は、ホームページ等を活用し市民に公表します。
- ③ 「量の見込み」「確保の内容」について、必要がある場合は計画の見直しを行います。
- ④ 計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。

